

第4章

学校等と連携した修学支援の 実施等のための取組



盛岡ふれあい覆馬場プラザ

第1節 学校等と連携した修学支援の実施等

第4章

学校等と連携した修学支援の実施等のための取組

第1節

学校等と連携した修学支援の実施等

1 児童生徒の非行の未然防止等

(1) 学校における適切な指導等の実施【施策番号58】

ア いじめの防止

文部科学省は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）等の趣旨を踏まえ、道徳教育等を通しいじめ防止のための取組を推進している。また、2017年度（平成29年度）から2019年度（令和元年度）にかけて、法律の専門家である弁護士が、その専門的知識・経験に基づき、学校において法的側面からのいじめ予防教育を行うとともに、いじめ等の諸課題の効率的な解決にも資する、学校における相談体制の整備に関する調査研究を実施した。また、2020年度（令和2年度）からは、本調査研究を踏まえ、都道府県及び指定都市教育委員会における弁護士等への法務相談経費について、普通交付税措置を講じている。

イ 人権教育

文部科学省は、日本国憲法及び教育基本法（平成18年法律第120号）の精神にのっとり、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（平成12年法律第147号）及び「人権教育・啓発に関する基本計画」（平成14年3月15日閣議決定、23年4月1日一部変更）に基づく、人権尊重の意識を高める教育を推進している。

ウ 非行の防止

文部科学省は、再非行の防止の観点も含めた学校における非行防止のための取組を推進しており、2019年度は、全国の生徒指導担当者等が出席する会議において、再犯防止推進計画の趣旨や非行防止に関する具体的な取組について周知した。

また、警察官等を外部講師として招き、非行事例等について児童生徒に直接語ることにより、犯罪についての正しい理解を図る「非行防止教室」や、中学生・高校生を対象に、犯罪被害者等への配慮や協力への意識の醸成を図る犯罪被害者等による講演会「命の大切さを学ぶ教室」について、関係機関等と連携しながら各学校においての実施を促した。

さらに、警察庁との共催で、教育委員会、警察、保護観察所等の関係機関が参加する「問題行動に関する連携ブロック協議会」を中部地方と中国・四国地方で実施した。

エ 薬物乱用の防止

文部科学省は、「第五次薬物乱用防止五か年戦略」（【施策番号52】参照）を踏まえ、薬物乱用防止教育の充実に努めている。

学校における薬物乱用防止教育は、小学校の体育科、中学校及び高等学校の保健体育科、特別活動の時間はもとより、道徳、総合的な学習の時間等の学校の教育活動全体を通じて指導が行われるよう周知を図っている。

また、全ての中学校及び高等学校において、年に1回は薬物乱用防止教室を開催するとともに、地域の実情に応じて小学校においても薬物乱用防止教室の開催に努めるなど、薬物乱用防止に関する指導の一層の徹底を図るよう都道府県教育委員会等に対して指導している（資4-58-1参照）。

さらに、大学生等を対象とした薬物乱用防止のためのパンフレット（資4-58-2参照）の作成・配布等を通して、薬物乱用防止に関する啓発の強化を図っている。

資4-58-1 薬物乱用防止教室の開催状況

(平成26年度～30年度)

		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
小 学 校	開催校数	15,418	15,676	15,886	15,747	15,467
	開催率 (%)	72.3	76.2	77.3	79.1	78.6
中 学 校	開催校数	9,519	9,312	9,541	9,328	9,190
	開催率 (%)	88.3	88.9	91.0	91.0	90.6
義務教育学校	開催校数			25	85	151
	開催率 (%)			100.0	83.3	91.0
高 等 学 校	開催校数	3,980	3,990	4,104	4,092	4,004
	開催率 (%)	83.6	84.6	86.3	86.4	85.8
中等教育学校	開催校数	37	39	40	68	78
	開催率 (%)	75.5	78.0	76.9	66.7	76.5
全 学 校 種	開催校数	28,954	29,017	29,596	29,320	28,890
	開催率 (%)	78.4	81.0	82.5	83.5	83.2

出典：文部科学省資料による。

資4-58-2 薬物乱用防止パンフレット

薬物のない学生生活のために

～薬物の危険は意外なほど身近に迫っています～

大麻

大麻を喫食には禁じ、高濃度煙(100mg/L以上)を20分程度に喫食することもある。乱用されると、精神に支障をきたすだけでなく、認知症、人権にも被害。

MDMA

短期中毒化させる。大量に摂取すると、呼吸機が停止し、死亡する。

ヘロイン

麻薬が最も危険。全身の器官が麻痺し、呼吸が止まる。中毒性が高く、大量に摂取すると死亡する。

コカイン

短期中毒化させる。大量に摂取すると、呼吸機が停止し、死亡する。

危険ドラッグ

高濃度煙に長時間喫食すると、呼吸機が停止し、死亡する。また、精神に支障をきたすだけでなく、認知症、人権にも被害。

覚醒剤

短期中毒化させる。大量に摂取すると、呼吸機が停止し、死亡する。

幻覚性薬物 (LSDやワタクマダリン)

少量でも服用すると、幻覚や妄想を生じることが多い。大量に摂取すると死亡する。

薬物は人生をこわす！

薬物乱用の最大の怖さは、**依存**です！

● 正常な脳

● 薬物(シナー)の慢性中毒患者の脳

● 一度薬物依存症になってしまった脳は、元の状態に戻らないと考えられています。

大麻や危険ドラッグを誤解していませんか？

- 大麻の不正栽培のために種子を所持することは、大麻取締法の処罰対象です。そのため種子提供は、不正栽培のほう助罪の処罰対象です。
- 大麻種子の販売において「觀賞用目的」の言い訳は通じません。インターネットを利用した大麻種子の販売も厳しく取締りの対象です。
- 大麻の有害性や国際的な認識についての詳細は、次のページから。

大麻に関する正しい知識

<https://www.mhlw.go.jp/bunya/yakuhi/yakubuturanyou/taima01/>

危険ドラッグは**毒**

- 「危険ドラッグ」は、「ハーブ」、「お香」、「パルスリット」などと用途を偽装したり、「合法」、「安全」などとだまされて売られています。指定薬物又は麻薬として製造や販売が禁止されている物質が入っていることもあります。また、指定薬物又は麻薬については、その所持、使用等が禁止されており、違反した場合は罰則が科せられます。
- 使用した際に何が起こるか分かりません。呼吸困難を起こしたり、死亡したりすることがあります。
- 危険ドラッグについての詳細は、次のページから。

あやしいヤクフツ連絡ネット

<https://www.yakufutsu.mhlw.go.jp/>

薬物は社会をこわす！

薬物乱用は、あなただけの問題ではありません！

家族も社会も不幸にします！

家族の問題

- 家族の心身への負担
- 家族機能の障害
- 家庭内暴力
- 家族崩壊

対人関係の問題

- トラブルの頻発
- 友人知人の喪失
- 孤立
- 薬物乱用仲間形成

学生生活の問題

- 学業怠惰
- 学期に基づく処分
- 社会的制裁

健康の問題

- 性格の変化
- 精神障害
- 身体的障害

社会的な問題

- 事故の多発
- 薬物汚染
- 犯罪の多発

薬物は、**暴力団の収入源**になるなど、**社会の安全を脅かす**ものです。

薬物乱用を取り締まる法律

覚醒剤 覚醒剤取締法 懲役10年	大麻 大麻取締法 懲役5年	指定薬物 医薬品 医療機器法 懲役3年	MDMA 麻薬及び 覚醒剤取締法 懲役7年
コカイン 麻薬及び 覚醒剤取締法 懲役7年	ヘロイン 麻薬及び 覚醒剤取締法 懲役10年	あへん あへん法 懲役7年	シナー等 毒物及び 劇物取締法 懲役1年

● 持っているだけでも罰せられます
● 懲役刑など厳しく罰せられます

※「非営利目的の所持・譲渡」の最高刑

薬物乱用のない社会と学生生活を！

薬物乱用の開始の背景には、好奇心、周囲の人々からの誘い、断りにくい人間関係、薬物を手に入れやすい環境などがあります。

- 薬物をすすめられても答えは**No!**
- 危険な場所に近づかないこと、逃げることも**「勇気」**です。
- 薬物をすすめる友達や恋人は、あなたにとって大切な人ではありません。

薬物乱用のQ&A

Q1 薬物を使うと、やせることができたり、勉強がはかどったりするって本当ですか？

A1 答えはNo!です。覚醒剤などの薬物は、中枢神経系に作用して、一時的に心身をだまして食欲や眠気をなくすだけです。作用がなくなると異常に食欲が強まったり、強い疲労感、倦怠感や脱力感が襲ってきて勉強どころではなくなります。

Q2 大麻には依存性がなく、安全と聞きますが本当ですか？

A2 答えはNo!です。大麻は「身体への悪影響がない」「依存性がない」などの誤った情報が流れています。しかし、大麻には精神依存があり、大麻を乱用すると、五感が異常に冴えわたったり、情緒が不安定になったり、集中力がなくなったりします。また、乱用を続けると記憶や学習能力の低下、何もやる気が起きない状態(無動機症候群)、幻覚・妄想等の症状(大麻精神病)が引き起こされ、社会生活に適應できなくなることもあります。

Q3 危険ドラッグは合法で安全と聞きますが、本当に大丈夫なんですか？

A3 答えはNo!です。危険ドラッグは、覚醒剤など規制薬物の化学構造に似せて作られており、規制薬物と同等の作用を有する成分が多く大変危険です。また、危険ドラッグの中には、合法と称して麻薬などの規制薬物や指定薬物が含まれていた例もありますので**絶対に手を出してはいけません、無責任なうわさに惑わされてはいけません。**

Q4 薬物をすすめられたらどう対処すればいいですか？

A4 きっぱり「いやだ!」と言いましょ。「嫌われる」と思っても、はっきり「いやだ!」と言うべきです。その後に起こる重大な結果を思い浮かべ、最初に「No」と言うことが大切です。「きっぱり断る」逃げる「勇気」を持ちましょ!
そのようなものをすすめる友達や恋人は、あなたにとって大切な人ではありません。

Q5 薬物の問題で困っているときに、相談できる場所がありますか？

A5 答えはYes!です。各都道府県には、薬物乱用防止の相談窓口(精神保健福祉センターなど)があります。薬物問題で困っているときには、相談してみてください。

薬物乱用防止相談窓口

携帯電話から

<https://www.mhlw.go.jp/bunya/yakuhi/yakubuturanyou/other/madoguchi.html>

文部科学省・厚生労働省・警察庁・内閣府

出典：文部科学省資料による。

オ 中途退学者への就労支援

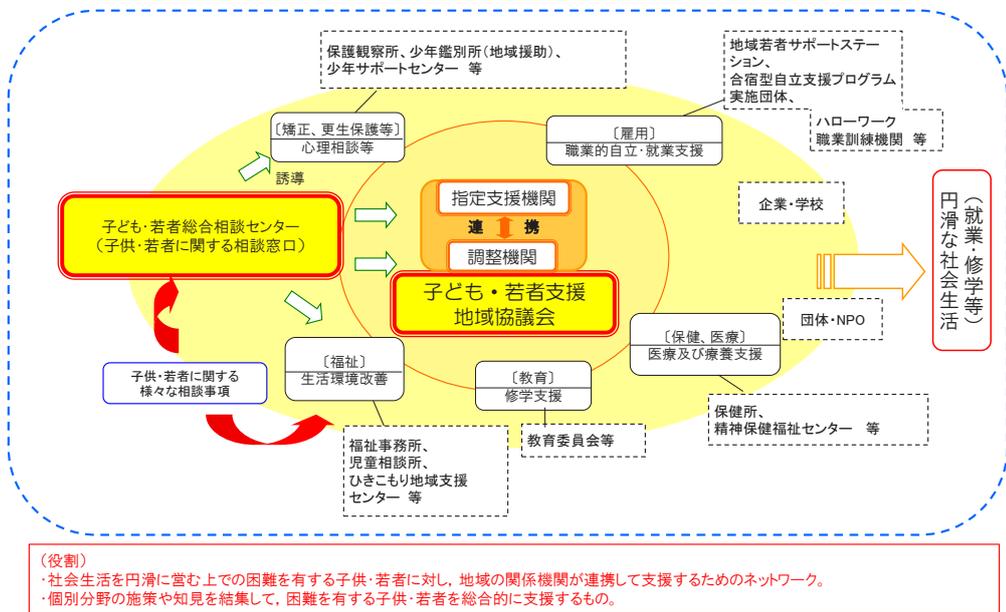
文部科学省及び厚生労働省は、高等学校中途退学者等への就労支援に関し、2016年（平成28年）6月に高等学校等と地域若者サポートステーション^{※1}との連携強化による中途退学者等への切れ目のない支援の実施について、各都道府県教育委員会教育長等に対する通知を発出するなど、その取組を促している。

(2) 地域における非行の未然防止等のための支援【施策番号59】

内閣府は、子ども・若者育成支援推進法により地方公共団体に努力義務が課されている「子ども・若者支援地域協議会」^{※2}の設置及び「子ども・若者総合相談センター」^{※3}としての機能を担う体制の確保が、非行の未然防止等にも有効であるとの観点に立ち、研修会や連絡会議の開催等を内容とした「子供・若者支援地域ネットワーク強化推進事業」を実施しているほか、2019年度（令和元年度）から、SNS相談の試行や会合等の開催を内容とした「子ども・若者総合相談センター強化推進事業」を実施している。2020年（令和2年）3月現在、126の地域に「子ども・若者支援地域協議会」が、92の地域に「子ども・若者総合相談センター」がそれぞれ設置されている（資4-59-1参照）。

また、若者支援に当たる人材の養成が、非行の未然防止等にもつながるとの観点に立ち、2010年度（平成22年度）から、困難を有する子供・若者に対する相談業務に従事する公的相談機関の職員や、特定非営利活動法人等の職員を対象として、適切な支援に必要な知見等の習得を目的とする研修等を実施しているほか、2017年度（平成29年度）からは、各地域において伴走型の支援を行うに当たって必要となる専門的な知識や技能を分野横断的に整理・共有して習得することを目的とする研修を新たに実施している。

資4-59-1 「子ども・若者支援地域協議会」・「子ども・若者総合相談センター」の概要



出典：内閣府資料による。

※1 地域若者サポートステーション
 働くことに悩み・課題を抱えている15歳～49歳までの方に対し、キャリアコンサルタント等による専門的な相談支援、個々のニーズに即した職場体験、就職後の定着・ステップアップ相談等による職業的自立に向けた支援を行う就労支援機関のこと。通称「サポステ」。

※2 子ども・若者支援地域協議会
 関係機関等が行う支援を適切に組み合わせることにより、その効果的かつ円滑な実施を図るために地方公共団体が設けるもの。

※3 子ども・若者総合相談センター
 子供・若者育成支援に関する相談に応じ、関係機関の紹介その他の必要な情報の提供及び助言を行う拠点として地方公共団体が設けるもの。

警察は、少年警察ボランティア（少年補導員^{※4}、少年警察協助手員^{※5}及び少年指導委員^{※6}）等と連携して、社会奉仕体験活動等を通じた問題を抱えた少年の居場所づくりのほか、非行の未然防止等を図るための街頭補導活動や学校における非行防止教室を行っている。また、少年や保護者等の悩みや困りごとについて、専門的知識を有する警察職員が面接や電話等で相談に応じ、指導・助言を行っている。

法務省は、2015年（平成27年）の少年鑑別所法施行後、地域援助として、少年鑑別所が地域の小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等からの心理相談等を受け付けている。2019年の小学校、中学校、高等学校、教育委員会等を含む教育関係機関からの相談件数は、2,879件であった。支援の内容は、問題行動への対応から発達上の課題を有する児童生徒本人の学校適応に関する相談、進路相談等に至るまで幅広く、知能検査や性格検査、職業適性検査のほか、暴力や性的な問題行動に係るワークブック等を用いた心理的支援等も行っている。さらに、2019年度からは、各地の少年鑑別所を主催者とした「地域援助推進協議会」を開催しており、学校や自治体等の関係機関とのより一層の連携強化を図り、地域における非行の未然防止等を推進している。また、保護司^{※7}、更生保護女性会^{※8}、BBS会^{※9}がそれぞれの特性をいかして行う犯罪予防活動、「子ども食堂」等の地域社会における子供等の居場所作り、非行をした少年等に対する学習支援等の取組が円滑に行われるよう、必要な支援を行っている。

文部科学省は、地域と学校が連携・協働し、幅広い地域住民の参画を得て行う「地域学校協働活動」（資4-59-2参照）の一環として、放課後の居場所づくりを始めとする子供たちの学びや成長を支える取組を推進している。

また、高校中退者等を対象に、高等学校卒業程度の学力を身に付けさせるための学習相談及び学習支援のモデルを構築するなどの事業を実施している（【施策番号65】参照）。

さらに、2016年度（平成28年度）から、薬物、飲酒、喫煙、インターネット、ギャンブル等に関する依存症が社会的な問題となっていることを踏まえ、将来的な依存症患者数の逡減や青少年の健全育成を図る観点から、依存症予防教育の推進のため、依存症予防教育推進事業を実施している。同事業において、2019年度には、各地域において社会教育施設等を活用した児童生徒、学生、保護者、地域住民向けの依存症予防に関する啓発を行う「依存症予防教室」等の取組を支援した。

※4 少年補導員

街頭補導活動を始めとする幅広い非行防止活動に従事している。

※5 少年警察協助手員

非行集団に所属する少年を集団から離脱させ、非行を防止するための指導・相談に従事している。

※6 少年指導委員

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づき、都道府県公安委員会から委嘱を受け、少年を有害な風俗環境の影響から守るための少年補導活動や風俗営業者等への助言活動に従事している。

※7 保護司

犯罪をした人や非行のある少年の立ち直りを地域で支えるボランティアである。その身分は法務大臣から委嘱を受けた非常勤の国家公務員であり、保護観察の実施、犯罪予防活動等の更生保護に関する活動を行っている。保護司の定数は、保護司法（昭和25年法律第204号）により5万2,500人を超えないものと定められているところ、2020年1月現在の保護司数は4万6,763人である。

※8 更生保護女性会

地域の犯罪予防や青少年の健全育成、犯罪者・非行少年の改善更生に協力する女性のボランティア団体であり、2020年4月現在の会員数は14万7,686人である。

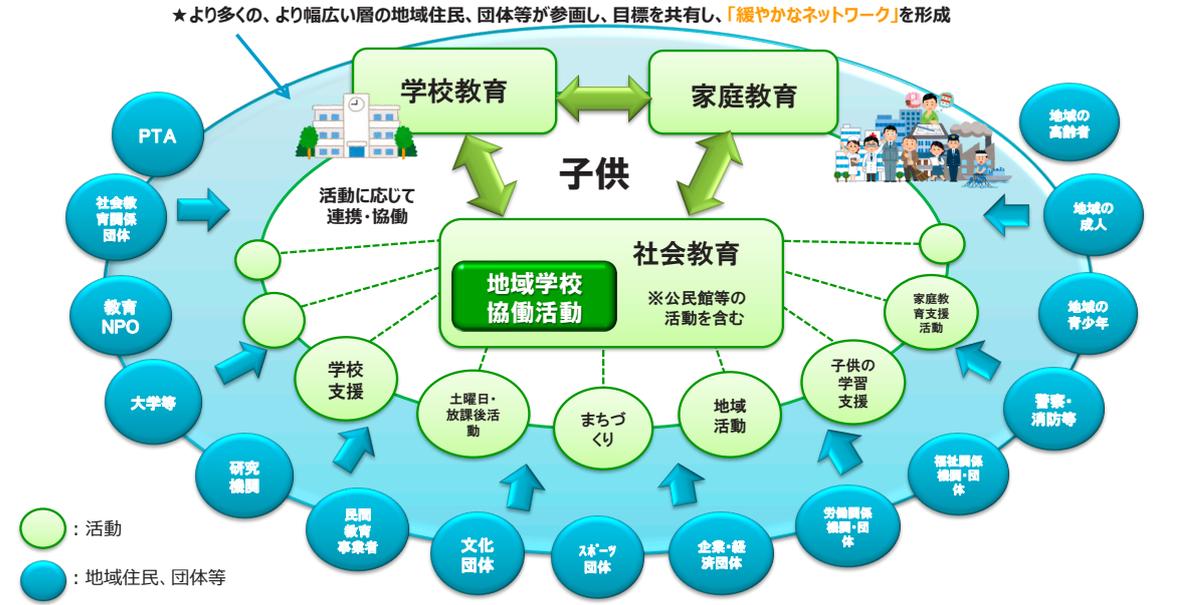
※9 BBS会

Big Brothers and Sisters の略で、非行少年等の自立を支援するとともに、非行防止活動を行う青年ボランティア団体であり、2020年1月現在の会員数は4,935人である。

資4-59-2 地域学校協働活動の概要

地域学校協働活動の概念図

- 「地域学校協働活動」とは、幅広い地域住民の参画を得て、地域全体で子供たちの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」を目指して、地域と学校が相互にパートナーとして行う様々な活動
- 次代を担う子供に対して、どのような資質を育むのかという目標を共有し、地域社会と学校が協働
- 従来の地縁団体だけではない、新しいつながりによる地域の教育力の向上・充実は、地域課題解決等に向けた連携・協働につながり、持続可能な地域社会の源となる



出典：文部科学省資料による。

厚生労働省は、ひとり親家庭の子供を対象として、基本的な生活習慣の習得支援や学習支援を行う地域の居場所づくりの取組を支援しているほか、高等学校卒業程度認定試験合格のための講座の受講費用の一部を支給するなどの支援を実施している。また、生活困窮世帯の子供に対しては、生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律（平成30年法律第44号）による改正後の生活困窮者自立支援法に基づく「子どもの学習・生活支援事業」（資4-59-3参照）により、学習支援、子供や保護者に対する生活習慣・育成環境の改善に向けた助言等、子供の将来の自立に向けたきめ細かい支援を行っている。

第1章
第2章
第3章
第4章
第5章
第6章
第7章
第8章
特集
基礎資料

資4-59-3 子どもの学習・生活支援事業の概要

子どもの学習・生活支援事業について

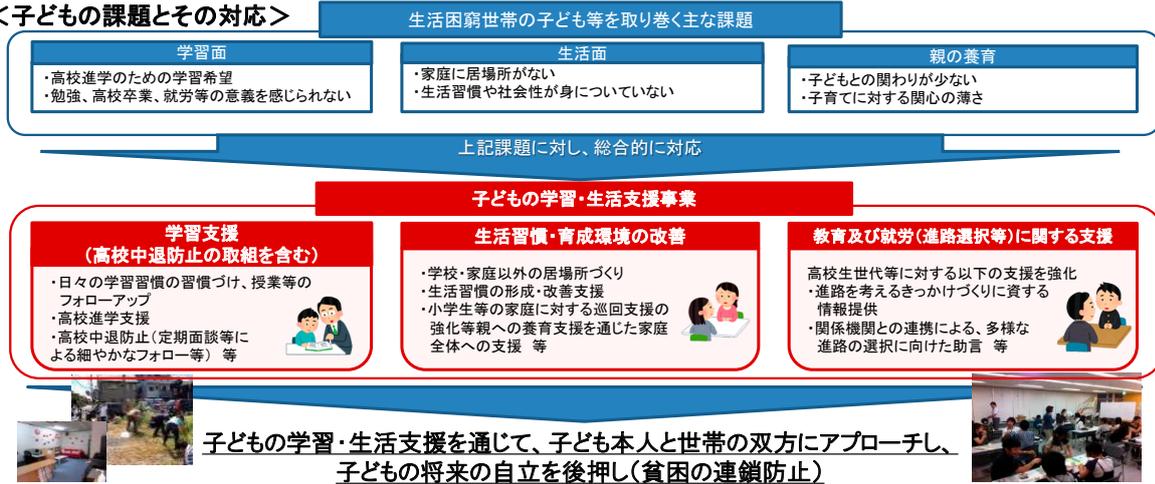
事業の概要

- 「貧困の連鎖」を防止するため、生活保護受給世帯の子どもを含む生活困窮世帯の子どもを対象に学習支援事業を実施。
- 各自治体が地域の実情に応じ、創意工夫をこらし実施(地域資源の活用、地域の学習支援ボランティアや教員OB等の活用等)。
- 改正法において、生活習慣・育成環境の改善に関する助言や進路選択、教育、就労に関する相談に対する情報提供、助言、関係機関との連絡調整を加え、「子どもの学習・生活支援事業」として強化。

支援のイメージ

- ▶ 将来の自立に向けた包括的な支援：単に勉強を教えるだけではなく、居場所づくり、日常生活の支援、親への養育支援などを通じて、子どもの将来の自立に向けたきめ細かで包括的な支援を行う。
- ▶ 世帯全体への支援：子どもの学習・生活支援事業を入口として、必要に応じて自立相談支援事業等と連携することで世帯全体への支援を行う。

<子どもの課題とその対応>



出典：厚生労働省資料による。

鳥取地区BBS会における修学支援

鳥取地区BBS会 山本 美穂

鳥取地区BBS会では、2018年（平成30年）3月から、鳥取法務少年支援センター（鳥取少年鑑別支所、以下「同センター」といいます。）に相談のため来所する小学生から高校生までの幅広い世代を対象とした修学支援を行っています。

この活動を行う私自身は、もともとボランティア活動に興味があり、仕事を通して偶然BBS会員と知り合いました。その方にBBS活動の魅力を教えてもらい、その活動趣旨等に賛同し、また会員相互の意見交換を通して人と人とのつながりを感じることができると思い、BBS活動に携わることとなりました。

同センターで修学支援を受ける児童や生徒は、様々な事情を抱えています。そのため、支援活動は相談者の状態に応じて行うとともに、活動を行う私自身は、「健全な大人の一人として、支援を行う相手に真摯に向き合うこと」のみが求められていると思っています。相談者に対する対応に明確な正解がない中で、支援の結果として、相談者に修学はもとより日常生活に前向きになるなど良い変化が現れるためには、時間の積み重ねや相手との相性もあると思いますが、「自分自身も楽しむこと」が大切ではないかと考えています。

そのため、支援を行うに当たっては、同センター職員（法務教官及び法務技官）による指導の下、勉強や音楽、絵を描くことなど様々なツールを利用して相談者に少しでも良い変化が現れるよう、創意工夫を凝らしています。支援の結果、良い変化が現れると嬉しく、活動にやりがいを感じますし、継続支援につながらなかったときは、次につながるべく活動内容の反省をするとともに、新たな支援方法について同じ地区会に所属するBBS会員や同センター職員等と協議を重ねます。

また、活動を通して、相談者の成長が見込まれることはもちろんのこと、私自身にとっても成長の糧になっています。

ある事例を紹介します。その相談者は、最初は私と会話することを避けており、人間関係の構築が苦手なのかな、と感じていました。しかし、活動を重ねるうち、その子が私自身に興味を持ったのか、「髪切ったの？」と聞いてくれたことがありました。次第に、会話のキャッチボールをスムーズに行えるようになりました。

このような相談者の良い変化を実感したときに、真摯に向き合えば人は変われると感じることができ、この活動をしていて良かったと思いました。

このほかにも、保護司と協力して、小学6年生を対象とした夏休み等の長期休暇期間中、週3回程度小学校隣接の公民館で学習支援も実施しています。ここでは、長期休暇中の課題に取り組むことを中心に、自主的に課題をこなす子供たちの見守りを主に行っています。

また、関係機関に協力していただき会員研修会を実施したり、法務省が主唱する“社会を明るくする運動”の広報活動等に協力したりしています。

鳥取地区BBS会では、今後も鳥取法務少年支援センターや鳥取保護観察所等の関係機関に御協力いただきながら、修学支援等を実施していくこととしています。



小学6年生を対象とした学習支援の様子
【写真提供：鳥取地区BBS会】

(3) 警察における非行少年に対する支援【施策番号60】

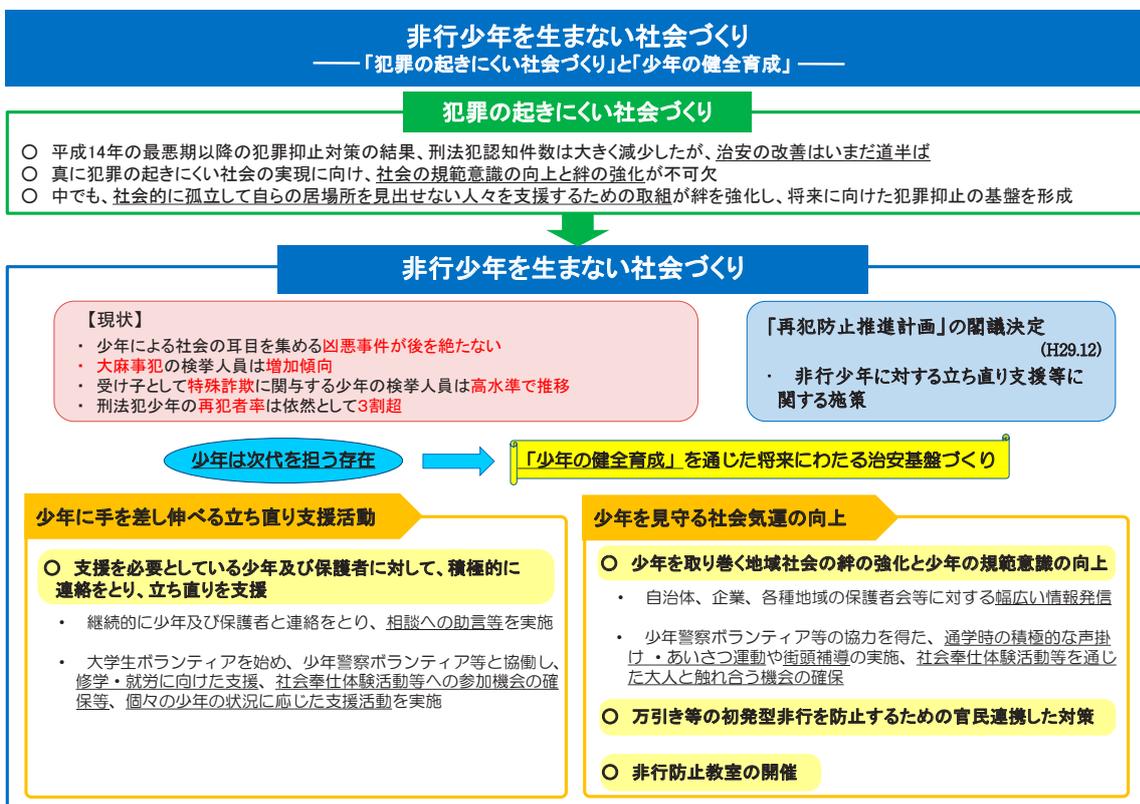
警察は、非行少年を生まない社会づくり（資4-60-1 参照）の一環として、非行少年の立ち直りを支援する活動に取り組んでおり、修学に課題を抱えた少年に対し、少年サポートセンターが主体となって、少年警察ボランティアや、少年と年齢が近く少年の心情や行動を理解しやすい大学生ボランティア、関係機関と連携して修学に向けた支援を行っている（写真4-60-1 参照）。具体的な支援内容については【施策番号78】を参照。

写真4-60-1 修学支援の様子



写真提供：警察庁

資4-60-1 非行少年を生まない社会づくりの概要



出典：警察庁資料による。

2 非行等による学校教育の中断の防止等

(1) 学校等と保護観察所が連携した支援等【施策番号61】

法務省は、保護観察所において、学校に在籍している保護観察対象者について、必要に応じて、学校と連携の上、修学に関する助言等を行っている。また、保護司会が、犯罪予防活動の一環として行っている非行防止教室や薬物乱用防止教室、生徒指導担当教員との座談会等の開催を促進するなどして、保護司と学校との連携強化に努めている。

文部科学省は、児童生徒が非行問題を身近に考えることができるよう、各学校において実施する非行防止教室において、外部講師として保護観察官や保護司、BBS会員を招いて講話を実施するなど、

非行防止教育のため、非行防止教室を積極的に実施するよう学校関係者に対し依頼している。

法務省及び文部科学省は、2019年（令和元年）6月に、矯正施設における復学手続等の円滑化や高等学校等の入学者選抜及び編入学における配慮を促進するため、相互の連携事例を取りまとめ、矯正施設、保護観察所及び学校関係者に対して周知した。

（2）矯正施設と学校との連携による円滑な学びの継続に向けた取組の充実【施策番号62】

法務省は、刑事施設において、社会生活の基礎となる学力を欠くことにより改善更生及び円滑な社会復帰に支障があると認められる受刑者に対し、教科指導を実施している。松本少年刑務所には、我が国において唯一、公立中学校の分校が刑事施設内に設置されており、全国の刑事施設に収容されている義務教育未修了者等のうち希望者を中学3年生に編入し、地元中学校教諭及び職員等が、文部科学省が定める学習指導要領を踏まえた指導を行っている。さらに、松本少年刑務所及び盛岡少年刑務所では近隣の高等学校の協力の下、当該高等学校の通信制課程で受刑者に指導を行う取組を実施し、そのうち松本少年刑務所は全国の刑事施設から希望者を募集の上、高等学校教育を実施しており、所定の課程を修了したと認められた者には、高等学校の卒業証書が授与されている。

少年院において、義務教育未修了者に対する学校教育の内容に準ずる内容の指導のほか、学力の向上を図ることが円滑な社会復帰に特に資すると認められる在院者に対する教科指導を実施しており、出院後の学びの継続に向けた取組として、在院者が出院後に円滑に復学・進学等ができるよう、矯正施設や学校関係者の研修等の際には講師を相互に派遣するなどし、相互理解に努め、通学していた学校との連携や、進学予定である学校の受験機会の付与等を行っている。また、広域通信制高校と連携し、当該高校に入学した在院者に対する院内での学習支援や職員同行の上での定期的なスクーリング参加等を試行している。なお、2019年（令和元年）は、113人が復学又は進学が決定した上で出院した。

少年鑑別所において、在所者に対する健全な育成のための支援として、学習用教材を整備しており、在所者への貸与を積極的に行うとともに、学習図書差入れ等についても配慮している。また、小・中学校等に在学中の在所者が、在籍校の教員と面会する際には、希望に応じて、教員による在所者の学習進捗の確認、学習上の個別指導の実施が可能となるよう、面会の時間等に配慮している。

（3）矯正施設における高等学校卒業程度認定試験の指導体制の充実【施策番号63】

法務省及び文部科学省は、2007年度（平成19年度）から刑事施設在所者及び少年院在院者の改善更生と円滑な社会復帰を促す手段の一つとして、刑事施設及び少年院内で高等学校卒業程度認定試験を実施している。

法務省は、刑事施設において、4庁を特別指導施設に指定し、同試験の受験に向けた指導を積極的かつ計画的に実施している。全国の刑事施設における2019年度（令和元年度）の高等学校卒業程度認定試験受験者数は370人であり、高等学校卒業程度認定試験合格者（高等学校卒業程度認定試験の合格に必要な全ての科目に合格し、大学入学資格を取得した者）が185人、一部科目合格者（高等学校卒業程度認定試験の合格に必要な科目のうち一部の科目に合格した者）が162人であった。

少年院において、2015年度（平成27年度）から、在院者の出院後の修学又は就労に資するため、高等学校卒業程度認定試験の重点的な受験指導を行うコースを新潟少年学院に設置し、外部講師を招へいする等の体制を整備したほか、2018年度（平成30年度）からは、指導体制の更なる充実を図るため、重点指導コースを13庁に拡大している。全国の少年院における2019年度の高等学校卒業程度認定試験受験者数は502人であり、高等学校卒業程度認定試験合格者が202人、一部科目合格者が278人であった（【指標番号14】参照）。

3 学校や地域社会において再び学ぶための支援

(1) 矯正施設からの進学・復学の支援【施策番号64】

法務省は、2018年度（平成30年度）から、少年鑑別所在者等が希望した場合には「修学支援ハンドブック」（資4-64-1参照）を配付し、自分の将来について考え、学ぶ意欲を持つことができるよう配慮している。また、少年院では、少年院出院後に中学校等への復学が見込まれる者や高等学校等への復学・進学を希望している者等を修学支援対象者として選定し、重点的に修学に向けた支援を行っている。特に、修学支援対象者等については、修学支援ハンドブック等を活用して、出院後の学びについて動機付けを図っているほか、少年院内で実施した修学に向けた支援に関する情報を保護観察所等と共有することで、出院後も本人の状況等に応じた学びが継続できるよう配慮している。さらに、民間の事業者に対して、少年院在院者が希望する修学に関する情報の収集と提供を委託する修学支援情報提供等請負業務（修学支援デスク）を開始し、修学支援対象者に対し進学等のための情報を提供しており、2019年度（令和元年度）は延べ266人が利用した。

法務省及び文部科学省は、2019年6月に、矯正施設における復学手続等の円滑化を図るため相互の事例を取りまとめ、矯正施設・保護観察所及び学校関係者に対して周知した（【施策番号61】参照）。併せて、文部科学省は、学校関係者に対して、出院後の復学を円滑に行う観点から、学齢児童生徒が少年院及び少年鑑別所に入・出院（所）した際の保護者の就学義務や当該児童生徒の学籍、指導要録の取扱い等に関し、少年院における矯正教育や少年鑑別所における学習等の援助に係る日数について、学校は一定の要件下で指導要録上出席扱いにできることとするなど、適切な対応を行うよう依頼した。

また、矯正施設・保護観察所の職員と学校関係者との相互理解を深めるため、学校関係者に対し、矯正施設・保護観察所の職員を講師とした研修を積極的に実施するよう依頼した。さらに、矯正施設・保護観察所等から、障害のある児童生徒の教育についての専門的な知見を有する特別支援学校等の教員等の講師派遣依頼があった場合には、積極的に協力するよう依頼した。

資4-64-1 修学支援ハンドブック



出典：法務省資料による。

目次	
義務教育を修えたあとどうする？	1
学ぶことで未来が広がる！	2
高校を卒業していると、就職にも有利！	3
高校に行くとなんかのメリットがある！	5
スペシャルインタビュー	
「学び、知識を蓄え、視野が広がった先にキラキラ光る君だけの“自慢”がきっと見つかる！」	6
宮本延喜先生(先輩保護官・作家)	
こんなにある高校の種類！どんな学校があるの？	11
自分に合った学校を探そう！	12
学年制と単位制の違い	14
全日制高校	15
定時制高校	16
通信制高校	17
サポート校	18
専修学校	20
それぞれの学校の特長を比べてみよう！【高校編】	22
実際の学校生活は？	24
インタビュー① 「夢が見つかった！大学合格を自指して勉強中です」	26
インタビュー② 「演劇が学べる学校で、充実した日々を送っています」	27
4年制大学	28
短大、専門学校	29
それぞれの学校の特長を比べてみよう！【高校卒業後の進学先編】	30
高等学校卒業程度認定試験と奨学金について	32
あれこれQ&A	33

(2) 高等学校中退者等に対する地域社会における支援【施策番号65】

法務省は、保護観察対象者に対し、保護司やBBS会等の民間ボランティアと連携し、例えば、BBSによる「ともだち活動」の中で学習支援を行ったり、保護司が学習相談や進路に関する助言を行ったりしている。また、対象少年に対して地方公共団体における学習相談・学習支援の取組の利用を促すことで、地域における居場所の確保に努め、対象少年の状況に応じた学びが継続されるように支援を行っている。

文部科学省は、2017年度（平成29年度）から、学力格差の解消及び高校中退者等の進学・就労に資するよう、高校中退者等を対象に、高等学校卒業程度の学力を身に付けさせるための学習相談及び学習支援のモデルとなる取組について実践研究を行うとともに、その研究成果の全国展開を図るための事業を実施している（資4-65-1参照）。

資4-65-1 学びを通じたステップアップ支援促進事業等の概要

高校中退者等に対する学習相談・学習支援の促進

現状・課題

現状
20～39歳のうち最終学歴が中卒の者は約143万人（平成22年国勢調査より）。学校卒業者の約5%に相当する。
高校卒業資格がないことにより、求人や進学機会が限られ、将来のキャリア形成にも影響が生じる可能性があり、高卒資格が必要であると認識している者が多い。（約8割）

課題
高校を中退した者や未進学者に対しては、都道府県も市町村も、十分な対象者の捕捉が行われておらず、支援体制も組めていない。
また、多くの地方公共団体は、課題を認識しつつも、**ノウハウや予算確保が困難**などにより、対応ができていない。

○経済財政運営と改革の基本方針2019（令和元年6月21日 閣議決定）
「中途退学の未然防止の観点からの体制整備を図るとともに、中退者に対する切れ目ない支援を推進する。」
（第2章2.人々の革命、働き方改革、所得向上策の推進 ②初等中等教育改革等）

■ニッポン一億総活躍プラン（平成28年6月2日閣議決定）
③高校・高等専修学校とサポステ等の連携による中退者・若年無業者・ひきこもりの若者等へのアウトリーチ型等の就労支援や高卒資格の取得に向けた学びの支援を実施。

事業概要

就職やキャリアアップにおいて不利な立場にある高校中退者等を対象に、高等学校卒業程度の学力を身に付けさせるための学習相談及び学習支援を実施する地方公共団体の取組を支援するとともに、新たな支援体制のモデル開発を実施する。

①地域における学びを通じたステップアップ支援促進事業【補助事業】 47百万円（新規）

各地方公共団体における支援体制の構築等を支援

- 地方公共団体が中心となって、地域住民・企業・民間団体等との連携体制を構築し、各地域の抱える課題や資源などに応じた支援体制の基盤整備を支援するとともに、全国的な取組の推進を図る。
（「学校を核とした地域力強化プラン」の中で実施。）

【補助率】	国	1/3		
【実施主体】	主に市町村	都道府県	1/3	
【箇所数・単価】	47都道府県×	2,992千円	市町村	1/3

②学びを通じたステップアップ支援促進事業【委託事業】 23百万円（23百万円）

I. 訪問型支援（アウトリーチ）の活用

- 高校中退者の置かれている様々な事情に寄り添った支援を行うため、学習相談員が高校中退者宅を訪問し、共感的に話を聞きながら学習相談を進めるアウトリーチの手法を活用した支援を行うための研修会の開催や、個に応じた相談、支援を行う。

II. ICTを活用した学習支援

- 地域の学習支援施設における支援に参加することが困難なケースや集団の場での学習に負担を感じるケースに対応するため、補助的な支援ツールとして、メール、SNS等を活用した学習相談や学習支援を行う。

【実施主体】都道府県・市町村・民間団体（NPO等） 【箇所数・単価】 5箇所×@4,354千円

地域資源との連携

高校中退者・若年無業者等

若者の社会的自立

その他地域において活用可能な資源（例）教員養成系大学、家庭教育支援員等

出典：文部科学省資料による。